

令和7年度後期技能検定の実施について（公告）

職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第66条第3項の規定に基づき、技能検定を次のとおり実施する。

令和7年9月2日

新潟県知事 花 角 英 世

1 実施する検定職種

(1) 特級

鋳造、金属熱処理、機械加工、非接触除去加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金、仕上げ、機械検査、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、プラスチック成形及びパン製造

(2) 1級及び2級

さく井、鍛造（プレス型鍛造に係るものに限る。）、金型製作（プレス金型製作に係るものに限る。）、工場板金（機械板金及び数値制御タレットパンチプレス板金に係るものに限る。）、機械検査、シーケンス制御、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、鉄道車両製造・整備（鉄道車両点検・調整に係るものに限る。）、空気圧装置組立て、農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、婦人子供服製造（婦人子供既製服縫製に係るものに限る。）、和裁、プリプレス、石材施工（石材加工に係るものに限る。）、パン製造、菓子製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、配管（建築配管に係るものに限る。）、厨房設備施工、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工（塩化ビニル系シート防水工事及び改質アスファルトシートトーチ工法防水工事に係るものに限る。）、樹脂接着剤注入施工、カーテンウォール施工、ガラス施工、機械・プラント製図（機械製図CADに係るものに限る。）、電気製図、金属材料試験（組織試験に係るものに限る。）、塗装（鋼橋塗装に係るものに限る。）、広告美術仕上げ（広告面粘着シート仕上げに係るものに限る。）及び義肢・装具制作

(3) 3級

機械加工（普通旋盤の学科に係るものに限る。）、機械検査、電子機器組立て（学科に係るものに限る。）、シーケンス制御、冷凍空気調和機器施工、和裁、建築大工、配管（建築配管に係るものに限る。）、鉄筋施工（鉄筋組立てに係るものに限る。）、テクニカルイラストレーション（テクニカルイラストレーションCADに係るものに限る。）、機械・プラント製図（機械製図CADに係るものに限る。）、貴金属装身具製作及び広告美術仕上げ

(4) 等級を区分しないもの（単一等級）

製麺（機械生麺製造に係るものに限る。）及びバルコニー施工

2 試験の方法

試験は、実技試験及び学科試験によって行う。

3 技能検定の受検手数料、実施期日及び実施場所等

(1) 実技試験

ア 受検手数料

(7) 特級、1級、2級及び単一等級

検定職種	受検手数料			
	23歳以上	23歳以上 (在校生)	23歳未満	23歳未満 (在校生)
鋳造、金属熱処理、機械加工、非接触除去加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金、仕上げ、機械検査、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、プラスチック成形、パン製造、さく井、鍛造、シーケンス制御、鉄道車両製造・整備、農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、和裁、プリプレス、石材施工、菓子製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、配管、厨房設備施工、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、樹脂接着剤注入施工、カー	18,200円	12,100円	18,200円	12,100円

テンウォール施工、ガラス施工、機械・プラント製図、電気製図、金属材料試験、塗装、広告美術仕上げ、義肢・装具制作、製麺、バルコニー施工				
--	--	--	--	--

(イ) 3級

検定職種	受検手数料				
	23歳以上	23歳以上 (在校生)	23歳未満 (雇用保険 未加入者)	23歳未満 (雇用保険 被保険者)	23歳未満 (在校生)
機械加工、機械検査、電子機器組立て、シーケンス制御、冷凍空気調和機器施工、和裁、建築大工、配管、鉄筋施工、テクニカルイラストレーション、機械・プラント製図、貴金属装身具製作、広告美術仕上げ	18,200円	12,100円	13,700円	9,200円	7,600円

注 (ア)及び(イ)において「在校生」とは、職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第64条の4第3項第1号から第3号まで、第3号の3、第5号及び第7号に掲げる者並びにこれらに準じて取り扱うことが適当であると知事が認める者をいう。

注 (イ)においての「23歳未満」とは、令和7年4月1日現在において23歳に達していない者（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の上欄の在留資格をもって在留する者を除く。）をいう。

注 (イ)においての「雇用保険被保険者」とは、雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する被保険者（実技試験受検申請日において雇用保険被保険者である者）をいう。

イ 実施期日

令和7年12月5日（金）から令和8年2月15日（日）までの間において指定する日に行う。

ウ 実施場所

試験は、新潟県職業能力開発協会が通知する場所で行う。

エ 問題の公表

実技試験問題は、令和7年11月28日（金）に新潟県職業能力開発協会で発表する。ただし、一部の職種については行わない。

(2) 学科試験

ア 受検手数料 3,100円

イ 実施期日

検定職種	実施期日
1級及び2級 鍛造、機械検査、シーケンス制御、婦人子供服製造、配管、型枠施工、ガラス施工、金属材料試験 3級 シーケンス制御、配管	令和8年1月25日（日）
特級 鋳造、金属熱処理、機械加工、非接触除去加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金、仕上げ、機械検査、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、プラスチック成形、パン製造 1級及び2級 さく井、金型製作、工場板金、自動販売機調整、鉄道車両製造・整備、農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、和裁、石材施工、パン製造、水産練り製品製造、厨房設備施工、防水施工、カーテンウォール施工、機械・プラント製図 3級 冷凍空気調和機器施工、和裁、機械・プラント製図、貴金属装身具製作 単一等級 製麺、バルコニー施工	令和8年2月1日（日）

1 級及び 2 級 半導体製品製造、プリント配線板製造、空気圧装置組立て、プリプレス、菓子製造、建築大工、かわらぶき、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、樹脂接着剤注入施工、電気製図、塗装、広告美術仕上げ、義肢・装具制作 3 級 機械加工、機械検査、電子機器組立て、建築大工、鉄筋施工、テクニカルイラストレーション、広告美術仕上げ	令和 8 年 2 月 8 日（日）
--	-------------------

ウ 実施場所

試験は、新潟県職業能力開発協会が通知する場所で行う。

4 受検申請の手続

(1) 提出書類等

ア 技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面の写し

ウ 受検手数料

エ 本人確認書類の写し

(2) 提出先

新潟県職業能力開発協会

所在地 〒950-0965 新潟県中央区新光町15番地 2（新潟県公社総合ビル 4 階）

電 話 025-283-2155

(3) 受付期間

令和 7 年 10 月 2 日（木）から令和 7 年 10 月 15 日（水）まで

5 受検手数料

受検申請受付期間内に、新潟県職業能力開発協会の指定口座に振込むこと。また、窓口で発行される手数料納入証明書または振込手数料領収書の写し等を申請書に添えて提出すること。なお、申請書を受け付けた後は、申請取消し及び試験を受けなかった場合でも、受検手数料は返還しない。

6 合格者の発表等

(1) 合格者の発表

令和 8 年 3 月 13 日（金）に新潟県雇用能力開発課（及び県ホームページ）、新潟県職業能力開発協会にて技能検定合格者の受検番号を閲覧できる。

(2) 実技試験又は学科試験の合格通知

合格者（技能士になる者）に新潟県雇用能力開発課から本人宛に通知する。また、実技試験または学科試験のどちらかに合格した一部合格者及び不合格者には新潟県職業能力開発協会から本人宛に通知する。

(3) 技能検定合格証書等の交付

特級、1 級及び単一等級については厚生労働大臣名の、2 級及び 3 級については県知事名の合格証書が交付される。このほか、厚生労働大臣から技能検定の合格者に対し、合格した等級の技能士章が交付される。

7 その他

技能検定の詳細については、新潟県職業能力開発協会（電話：025-283-2155）又は新潟県産業労働部雇用能力開発課（電話：025-280-5263）へ問い合わせること。